

A R D F 競技の実施方法改正新旧対照

平成26年4月1日施行予定

現 行	改 正																																																			
<p>1-3 競技クラス</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">女 性 (W)</th> <th style="width: 15%;">男 性 (M)</th> <th style="width: 70%;">年 齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>W19</td> <td>M19</td> <td>大会開催年の12月31日現在、<u>19歳以下</u></td> </tr> <tr> <td>W21</td> <td>M21</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>W35</td> <td></td> <td>大会開催年の12月31日現在、35歳以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>M40</td> <td>大会開催年の12月31日現在、40歳以上</td> </tr> <tr> <td>W50</td> <td>M50</td> <td>大会開催年の12月31日現在、50歳以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>M60</td> <td>大会開催年の12月31日現在、60歳以上</td> </tr> </tbody> </table>	女 性 (W)	男 性 (M)	年 齢	W19	M19	大会開催年の12月31日現在、 <u>19歳以下</u>	W21	M21	制限なし	W35		大会開催年の12月31日現在、35歳以上		M40	大会開催年の12月31日現在、40歳以上	W50	M50	大会開催年の12月31日現在、50歳以上		M60	大会開催年の12月31日現在、60歳以上	<p>1-3 競技クラス</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">女 性 (W)</th> <th style="width: 15%;">男 性 (M)</th> <th style="width: 70%;">年 齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>W12</u></td> <td><u>M12</u></td> <td><u>大会開催日を含む学校年度に小学生である者</u></td> </tr> <tr> <td><u>W15</u></td> <td><u>M15</u></td> <td><u>大会開催日を含む学校年度に中学生である者</u></td> </tr> <tr> <td>W19</td> <td>M19</td> <td>大会開催年の12月31日現在、<u>20歳未満</u></td> </tr> <tr> <td>W21</td> <td>M21</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>W35</td> <td></td> <td>大会開催年の12月31日現在、35歳以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>M40</td> <td>大会開催年の12月31日現在、40歳以上</td> </tr> <tr> <td>W50</td> <td>M50</td> <td>大会開催年の12月31日現在、50歳以上</td> </tr> <tr> <td><u>W60</u></td> <td>M60</td> <td>大会開催年の12月31日現在、60歳以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>M70</u></td> <td><u>大会開催年の12月31日現在、70歳以上</u></td> </tr> </tbody> </table>	女 性 (W)	男 性 (M)	年 齢	<u>W12</u>	<u>M12</u>	<u>大会開催日を含む学校年度に小学生である者</u>	<u>W15</u>	<u>M15</u>	<u>大会開催日を含む学校年度に中学生である者</u>	W19	M19	大会開催年の12月31日現在、 <u>20歳未満</u>	W21	M21	制限なし	W35		大会開催年の12月31日現在、35歳以上		M40	大会開催年の12月31日現在、40歳以上	W50	M50	大会開催年の12月31日現在、50歳以上	<u>W60</u>	M60	大会開催年の12月31日現在、60歳以上		<u>M70</u>	<u>大会開催年の12月31日現在、70歳以上</u>
女 性 (W)	男 性 (M)	年 齢																																																		
W19	M19	大会開催年の12月31日現在、 <u>19歳以下</u>																																																		
W21	M21	制限なし																																																		
W35		大会開催年の12月31日現在、35歳以上																																																		
	M40	大会開催年の12月31日現在、40歳以上																																																		
W50	M50	大会開催年の12月31日現在、50歳以上																																																		
	M60	大会開催年の12月31日現在、60歳以上																																																		
女 性 (W)	男 性 (M)	年 齢																																																		
<u>W12</u>	<u>M12</u>	<u>大会開催日を含む学校年度に小学生である者</u>																																																		
<u>W15</u>	<u>M15</u>	<u>大会開催日を含む学校年度に中学生である者</u>																																																		
W19	M19	大会開催年の12月31日現在、 <u>20歳未満</u>																																																		
W21	M21	制限なし																																																		
W35		大会開催年の12月31日現在、35歳以上																																																		
	M40	大会開催年の12月31日現在、40歳以上																																																		
W50	M50	大会開催年の12月31日現在、50歳以上																																																		
<u>W60</u>	M60	大会開催年の12月31日現在、60歳以上																																																		
	<u>M70</u>	<u>大会開催年の12月31日現在、70歳以上</u>																																																		
<p>1-4 競技地域</p> <p>競技地域は、森林地域であることが望ましい。なお、<u>その</u>高低差は200mを超えないこと。</p> <p>また、次のような場所は避けなければならない。</p> <p>(1) 競技者の身体に害を与えるような危険な場所</p> <p>(2) 通常の方法<u>探知</u>に支障のあるものがある場所</p>	<p>1-4 競技地域</p> <p>競技地域は、森林地域であることが望ましい。なお、<u>スタート、ゴール及び全てのTXの</u>高低差は200mを超えないこと。</p> <p>また、次のような場所は避けなければならない。</p> <p>(1) 競技者の身体に害を与えるような危険な場所</p> <p>(2) 通常の方法<u>探査</u>に支障のあるものがある場所</p>																																																			
<p>2-1 TXの設置場所</p> <p>(5) 各TXから4m以内に、<u>ボール紙、プラスチック又は布等で作製した紅(オレンジを含む)白の三角柱</u>を設置する。<u>この柱</u>には、探査証明用の記録器具を付けておく。また、TXの番号を表示する。</p>	<p>2-1 TXの設置場所</p> <p>(5) 各TXから4m以内に、<u>フラッグ</u>を設置する。<u>その形状は、各面が30cm×30cmを標準とする正方形の三面柱状で、各面を対角線によって二分し、白とオレンジ(もしくは赤)に色分けする。3面のうち少なくとも2面は、上半分を白とする。フラッグ</u>には、探査証明用の記録器具を付ける。また、</p>																																																			

<p>2-2 TXの電波の周波数、電波の型式及び空中線電力</p> <p>(1) 電波の周波数は、「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別」(以下アマチュアバンド使用区別という)に従って審判長が指定する。</p> <p>(2) 電波の型式は、3.5MHz帯はA1A、144MHz帯はA2A <u>またはF2A</u>とする。</p> <p>(3) 空中線電力は、3.5MHz帯は3~5W、144MHz帯は0.25~1.5Wの範囲内とする。</p> <p><u>(4) TXのアンテナの指向性は、水平面</u> <u>で無指向性であって、偏波面は、3.</u> <u>5MHz帯で垂直偏波、144MHz</u> <u>帯で水平偏波であること。</u></p> <p><u>(5) TXの電波は、スタート位置</u> <u>において標準的な受信装置で受信できな</u> <u>ければならない。</u></p>	<p>TXの番号を表示する。</p> <p>2-2 TXの電波の周波数、電波の型式及び空中線電力</p> <p>(1) 電波の周波数は、「アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別」(以下アマチュアバンド使用区別という)に従って審判長が指定する。</p> <p>(2) 電波の型式は、3.5MHz帯はA1A、144MHz帯はA2Aとする。</p> <p>(3) 空中線電力は、3.5MHz帯は3~5W、144MHz帯は0.25~1.5Wの範囲内とする。</p> <p><u>(4) TXの電波は、スタート位置</u> <u>において標準的な受信装置で受信できな</u> <u>ければならない</u></p>
<p>2-3 TXの識別符号、電波の発射順序等</p>	<p>2-4 TXの識別符号、電波の発射順序等 (条文番号変更)</p>
<p>(追加)</p>	<p><u>2-3 TXのアンテナの指向性及び設置</u> <u>方法</u></p> <p><u>(1) TXのアンテナの指向性は、水平面</u> <u>で無指向性であって、偏波面は、3.</u> <u>5MHz帯で垂直偏波、144MHz</u> <u>帯で水平偏波であること。</u></p> <p><u>(2) 144MHz帯のアンテナは地上2</u> <u>~3mの位置に設置することが望まし</u> <u>い。</u></p>
<p>3-1 競技者の持参装置</p> <p>競技者は、次の物を持参する。</p> <p>(1) 受信装置 (アンテナを含む)</p> <p>(2) コンパス (方位磁石)</p> <p><u>(3) 筆記用具</u></p>	<p>3-1 競技者の持参装置</p> <p>競技者は、次の物を持参する。</p> <p>(1) 受信装置 (アンテナを含む)</p> <p>(2) コンパス (方位磁石)</p> <p><u>(3) 時計</u></p> <p><u>(4) 筆記用具</u></p> <p><u>注) 競技者は、地図または地図に準ずる</u> <u>情報の表示機能の無いGPS受信機を</u> <u>携行することができる。ただし、それ</u> <u>を競技中の探査や現在位置の特定等に</u> <u>使用してはならない。</u></p>
<p>3-2 受信装置の条件</p> <p>競技者の使用する受信機及びアンテナは、その方式及び型式に制限はない。ただし、受信機から副次的に発する電波は、受</p>	<p>3-2 受信装置の条件</p> <p><u>(1) 競技者の使用する受信機及びアン</u> <u>テナは、その方式及び型式に制限はない。</u> ただし、受信機から副次的に発する電</p>

<p>信機から10m離れた場所において、3.5MHz帯及び144MHz帯に混信を与えるものであってはならない。</p>	<p>波は、受信機から10m離れた場所において、3.5MHz帯及び144MHz帯に混信を与えるものであってはならない。</p> <p><u>複数の受信機等を使用する場合も同様であって、所定の保管場所に事前に置いた物のみ使用できる。</u></p> <p><u>(2) 競技者は、イヤホン（ヘッドホン）をスタート前に耳に装着しても良いが、その場合はスタートの合図があるまで受信機に接続してはならない。</u></p> <p><u>注) ワイヤレス式イヤホンは、Bluetoothイヤホンに限り使用できるが、使用に当たっては次の事項を厳守すること。</u></p> <p><u>a. 自己使用の受信機とのペアリングのみであって、他の装置に混信を与えないもの。</u></p> <p><u>b. 装置の電源は、スタートの合図があるまで入れてはならない。</u></p> <p><u>c. ペアリングができないアナログ式等のものは使用してはならない。</u></p>
<p>3-3 配布物</p> <p>競技者には、原則として次の物が配布される。</p> <p>(1) <u>チェックカード又はその他の</u>探査証明器具</p> <p>TXを探査したときの探査証明を記録するもので耐水性を考慮したもの。</p> <p>(2) 競技用地図</p> <p>2万5千分の1以上の縮尺の地図であって、スタート、<u>ビーコン送信機（ビーコン）</u>、磁北、及び縮尺（またはスケール）並びに給水ポイントを設ける場合はその場所が明示されているもの。なお、使用する地図は出来る限り耐水性のあるものが望ましく、1万分の1～1万5千分の1の縮尺のオリエンテーリング用を使用することが最も望ましい。</p> <p>(3) ゼッケン</p> <p>競技者の上半身の衣服の前後に付けて競技者を識別するもの。</p>	<p>3-3 配布物</p> <p>競技者には、原則として次の物が配布される。</p> <p>(1) 探査証明器具 <u>（チェックカードまたはS Iカード等のIC器具を含む）</u></p> <p>TXを探査したときの探査証明を記録するもので耐水性を考慮したもの。</p> <p>(2) 競技用地図</p> <p>2万5千分の1以上の縮尺の地図であって、スタート <u>（△）</u>、<u>ビーコン（○）</u>、<u>ゴール走行コース（-----）</u>、<u>ゴール（◎）</u>、磁北、及び縮尺（またはスケール）並びに給水ポイントを設ける場合はその場所が明示されているもの。なお、使用する地図は出来る限り耐水性のあるものが望ましく、1万分の1～1万5千分の1の縮尺のオリエンテーリング用を使用することが最も望ましい。</p> <p>(3) ゼッケン</p> <p>競技者の上半身の衣服の前後に付けて競技者を識別するもの<u>で、競技者は、明瞭に読み取れるように装着する。</u></p>
<p>4-1 競技情報の掲示</p> <p>スタート地区では、次の情報を掲示する。</p> <p>(1) TX及びビーコンの周波数</p>	<p>4-1 競技情報の掲示</p> <p>スタート地区では、次の情報を掲示する。</p> <p>(1) TX及びビーコンの周波数</p>

<p>(2) 競技制限時間（競技地域の地形を考慮し、100～140分の範囲で審判長が決める）</p> <p><u>(3) 競技用地図の地図記号の凡例</u></p> <p><u>(4) 各競技者のスタート時刻</u></p> <p><u>(5) 三角柱</u>及び探査証明用の記録器具の見本</p> <p><u>(6) 救護場所</u></p> <p><u>(7) その他審判長が特に必要と認める事項</u></p>	<p>(2) 競技制限時間（競技地域の地形を考慮し、100～140分の範囲で審判長が決める）</p> <p><u>(3) 競技クラスごとの探査するTX</u></p> <p><u>(4) 競技用地図の地図記号の凡例</u></p> <p><u>(5) 各競技者のスタート時刻</u></p> <p><u>(6) フラッグ</u>及び探査証明用の記録器具の見本</p> <p><u>(7) 救護場所</u></p> <p><u>(8) 競技に使用する公式時刻を表示する時計</u></p> <p><u>(9) その他審判長が特に必要と認める事項</u></p>
<p>4-2 受信装置の保管</p> <p>スタート地区には、競技者の受信装置を保管する場所を設ける。</p> <p><u>各競技者は、全ての受信装置を審判員に指示された場所に置く。</u></p>	<p>4-2 受信装置の保管</p> <p>スタート地区には、競技者の受信装置を保管する場所を設ける。</p> <p>競技者は、<u>審判員の指示に従い、探査に使用する</u>全ての受信装置を指示された場所に置く。<u>ただし、イヤホン（ヘッドホン）は除く。</u></p>
<p>4-4 受信装置等の引き渡し</p> <p>(1) 競技者はスタート15分前に呼出しを受けた後、各自の受信装置を取り、スタート地区の審判員が指示する場所で待機する。</p>	<p>4-4 受信装置等の引き渡し</p> <p>(1) 競技者は、<u>スタート15分前に呼出しを受けた後、各自の受信装置を取り、スタート地区の審判員が指示する場所で待機するが、スタートの合図があるまでは受信装置のスイッチを入れてはならない。また、探査と紛らわしい行為をしてはならない。</u></p>
<p>4-5 スタート走行コース</p> <p>スタートラインから競技地域まで50～250mの長さの走行コースを設ける。</p> <p>競技者は、スタートの合図後、受信装置のスイッチを入れて走行コースを通りコースの出口からTXの探査を開始する。</p> <p>走行コースの出口は、スタートラインから見えないようにすることが望ましい。</p> <p><u>また、走行コースは、M21及びW19、21、35、50クラス用とM19、40、50及び60クラス用の2つを設けることが望ましい。</u></p>	<p>4-5 スタート走行コース</p> <p><u>(1) スタートラインから競技地域まで50～250mの長さの走行コースを設け、全区間テープ等で走行コースを明示する。</u></p> <p><u>(2) 走行コースは、競技者の参加人数が多い場合、競技者を分散させるために競技クラス別に複数設けることが望ましい。ただし、M12（W12）、M15（W15）クラスはM19（W19）クラスと同じ走行コースとする。</u></p> <p><u>(3) 走行コースの出口は、スタートラインから見えないようにすることが望ましい。</u></p> <p><u>(4) 競技者は、スタートの合図後、受信装置のスイッチを入れることができ、走行コースを通りコースの出口からTXの探査を開始する。スタート走行コース内で正当な理由無く立ち止まってはならない。</u></p>

	<p><u>(5) 競技者は、スタート走行コース内では探査、または探査と紛らわしい行為をしてはならない。</u></p>
<p>5-1 競技クラス別のTXの探査個数 各競技クラスの競技者は、次の個数のTXを探査する。</p> <p>(1) M21 5個 <u>(2) M19 第3TXを除く4個</u> <u>(3) M40 第5TXを除く4個</u> <u>(4) M50 第2TXを除く4個</u> <u>(5) M60 3個</u> <u>(6) W19 第2TXを除く4個</u> <u>(7) W21 第4TXを除く4個</u> <u>(8) W35 第1TXを除く4個</u> <u>(9) W50 3個</u></p> <p>各TXを探査する順序は、順不同でよい。 M60 <u>及び</u> W50は、審判長が指定する<u>3個のTX</u>を探査する。なお、競技クラスを細分化あるいは<u>総合</u>した場合には、審判長が当該クラスに適したTXを指定する。</p>	<p>5-1 競技クラス別のTXの探査個数 各競技クラスの競技者は、次の個数のTXを探査する。</p> <p>(1) M21 5個 <u>(2) M12 第3TXを除く4個、または5個</u> <u>(3) M15 M12と同じ</u> <u>(4) M19 M12と同じ</u> <u>(5) M40 第5TXを除く4個、または5個</u> <u>(6) M50 第2TXを除く4個、または5個</u> <u>(7) M60 3個、または4個</u> <u>(8) M70 3個、または4個</u> <u>(9) W12 第2TXを除く4個、または5個</u> <u>(10) W15 W12と同じ</u> <u>(11) W19 W12と同じ</u> <u>(12) W21 第4TXを除く4個、または5個</u> <u>(13) W35 第1TXを除く4個、または5個</u> <u>(14) W50 3個、または4個</u> <u>(15) W60 3個、または4個</u></p> <p>各TXを探査する順序は、順不同でよい。 <u>4個または5個（3個または4個）のどちらを探査するかは、競技クラスごとに審判長が指定する。</u></p> <p>M60、<u>M70</u>、<u>W50</u> <u>及び</u> <u>W60</u>は、審判長が指定するTXを探査する。なお、競技クラスを細分化あるいは<u>統合</u>した場合には、審判長が当該クラスに適したTXを指定する。</p>
<p>5-2 探査証明 競技者は、TXを探査したときは、<u>三角柱に付いている</u>記録器具により自ら探査証明を記録する。<u>ただし</u>、チェックカードを用いる場合<u>は</u>、所定の箇所に探査証明を記録する。</p>	<p>5-2 探査証明 競技者は、TXを探査したときは、記録器具により自ら探査証明を記録する。チェックカードを用いる場合<u>も同様に</u>、所定の箇所に探査証明を記録する。</p>
<p>5-3 ビーコン電波 ゴール地区に向かう競技者は、競技用地図とビーコン電波を利用する。</p>	<p>5-3 ビーコン電波 ゴール地区に向かう競技者は、競技用地図とビーコン電波を利用する。 <u>ゴール入口に辿り着いた競技者がゴール走行コースを正しく通過したことを確認す</u></p>

	<p><u>るため、ビーコンに各T Xと同様の探査証明記録器具を設置して、競技者に自ら通過証明を記録させるようにすることができる。その場合は次の手順に従うものとする。</u></p> <p><u>(1) 記録器具設置位置には各T Xと同じフラッグを設置する。ただし、ビーコンを示す番号または記号の表示は省略できる。</u></p> <p><u>(2) 複数の記録器具が設置された場合は、指定が無い限り任意の一つで記録すればよい。</u></p> <p><u>(3) 通過証明の記録を行った競技者はT Xの探査を終え、速やかにゴールしなければならない。</u></p> <p><u>(4) 通過証明記録が無い場合は、ゴール走行コース入口不通過とみなし失格とする。</u></p> <p><u>(5) 競技者は、ゴール走行コースの途中で通過証明の記録を忘れたことに気づいた場合には、速やかにコース外に退去し、通過証明の記録後に改めてコース入口から入らなければならない。</u></p>
<p>5-4 ゴール走行コース</p> <p>ゴール地区には、ゴール走行コースを設ける。</p> <p><u>なお、ゴール走行コースの長さは50m以上、入口の幅は10m以内とし、最後の20mは直線が望ましい。ゴール走行コースの長さの上限は定めないが、全区間テープ等で走行コースを明示する。</u></p> <p><u>ゴール走行コースを通り、ゴールラインに到着した競技者の到着時刻を記録し、スタート時刻からの競技所要時間を算出する。あらかじめ、競技者自らが到着時刻を記録するように定められた場合は、所定の方法により競技者自らがこれを行うものとする。</u></p> <p>競技者は、ゴールラインを越えたら、その後の行動は、審判員の指示に従う。</p>	<p>5-4 ゴール走行コース</p> <p>ゴール地区には、ゴール走行コースを設ける。</p> <p><u>(1) ゴール走行コースは、ビーコンに始まり、ゴールラインで終わる。競技者は、ゴール走行コースを通過して、ゴールラインへ向かう一方通行とする。</u></p> <p><u>(2) ゴール走行コースの長さは、250m以内、入口の幅は10m以内、最後の20mはゴールラインに対し直角の直線を標準とし、全区間テープ等で走行コースを明示する。</u></p> <p><u>(3) 競技者は、ゴール走行コース入口から進入しゴールラインへ向かう場合以外は、ゴール走行コースに立ち入ってはならない。</u></p> <p><u>(4) 競技者のゴールは、ゴールラインを横切ったときが到達時刻であるが、あらかじめ、競技者自らが、記録器具を使用して到達時刻を記録するように定められた場合は、この記録された時刻が到達時刻である。</u></p> <p><u>(5) 競技者は、ゴールラインを越えたら、その後の行動は、審判員の指示に従う。</u></p> <p><u>注) ゴール走行コース入口の向きは最も重要であるが、反対側より到達した競技者</u></p>

	<u>が、容易にコース入口に辿り着けるような配慮が必要である。</u>
<p>5-5 棄権</p> <p>競技者は、途中で競技を棄権した場合、必ず最寄りの審判員にその旨を申し出て<u>チェックカード</u>を手渡し、ゼッケンを速やかにはずす。その後の行動は、審判員の指示に従う。</p>	<p>5-5 棄権</p> <p>競技者は、途中で競技を棄権した場合、必ず最寄りの審判員にその旨を申し出て<u>探査証明器具</u>を手渡し、ゼッケンを速やかにはずす。その後の行動は、審判員の指示に従う。</p>
<p>7-4 表彰</p> <p>(1) 全日本競技大会</p> <p><u>①</u>大会表彰 外国のアマチュア無線連盟等から派遣された外国人選手を除く参加者を対象とし、競技クラス毎に、参加者数を確定し、それぞれの参加者数に応じて競技成績の順位により次の順位までの者に賞状等を贈呈して表彰する。</p> <p>ア. 競技参加者数が10人以下の場合 <u>2</u>位</p> <p>イ. 競技参加者数が11人から<u>20</u>人の場合 <u>3</u>位</p> <p><u>ウ. 競技参加者数が21人から30</u>人の場合 <u>4</u>位</p> <p><u>エ. 競技参加者数が31人以上</u>の場合 6位</p> <p><u>②</u>特別賞 外国のアマチュア無線連盟等から派遣された外国人選手の参加があった場合は、特別賞を設けて外国人選手を表彰することができる。</p>	<p>7-4 表彰</p> <p>(1) 全日本競技大会</p> <p><u>a.</u> 大会表彰 外国のアマチュア無線連盟等から派遣された外国人選手を除く参加者を対象とし、競技クラス毎に、参加者数を確定し、それぞれの参加者数に応じて競技成績の順位により次の順位までの者に賞状等を贈呈して表彰する。</p> <p>ア. 競技参加者数が10人以下の場合 <u>3</u>位</p> <p>イ. 競技参加者数が11人から<u>30</u>人の場合 <u>4</u>位</p> <p><u>ウ. 競技参加者数が31人以上</u>の場合 6位</p> <p><u>b.</u> 特別賞 外国のアマチュア無線連盟等から派遣された外国人選手の参加があった場合は、特別賞を設けて外国人選手を表彰することができる。</p>
<p>7-4 表彰</p> <p>(2) 地方競技大会</p> <p><u>①</u>大会表彰</p> <p><u>②</u>総合賞</p>	<p>7-4 表彰</p> <p>(2) 地方競技大会</p> <p><u>a.</u> 大会表彰</p> <p><u>b.</u> 総合賞</p> <p>(項文番号変更)</p>
<p>9. 失格事項</p> <p>(追加)</p>	<p>9. 失格事項</p> <p><u>(12) 探査証明器具を紛失したとき。</u></p>
<p>(追加)</p>	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この実施方法は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正実施方法は、平成26年4月1日か</u></p>

ら施行する。(平成26年2月4日改正)